

HPVワクチン(子宮頸がんワクチン)被害問題全面解決要求書

平成27年3月31日

全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会

代表 松藤美香

私たちは、HPVワクチン(子宮頸がんワクチン、以下単に「本ワクチン」といいます)被害問題の全面解決のため、次のとおり求めます。

1 責任の明確化

本ワクチンによる健康被害を引き起こした法的責任を認め、これに基づき下記事項を実施すること

2 責任に基づく被害回復の全面支援

本件の全ての被害回復のため

- (1) 本件による健康被害の全体像を把握するため、本ワクチン接種者全員の追跡調査、及び本ワクチンの接種者と接種対象年齢の非接種者を比較対照する疫学調査を実施すること
- (2) 本ワクチンによる健康被害の研究体制を構築し、被害者の健康回復のために有効と思われるすべての治療支援・救済を行い、最善の医療を提供する体制を整備すること(特に、高次脳機能障害などの症状に対する研究と治療に配慮すること)
- (3) 被害者が健康回復を目的とした治療に専念できるよう、医療費の無償化等の支援を行うこと
- (4) 本ワクチン副反応被害についての無理解・偏見が解消されるよう、国民に対して十分かつ正確な情報を提供し、被害者に不利益が生じないよう、生活全般や教育、就業面も含めた施策をとること
- (5) 本件被害の全てを回復するにふさわしい賠償を行うこと

3 真相究明と再発防止

- (1) 本ワクチンを定期接種の対象から外すこと
- (2) 本件の原因を究明するための第三者機関を設置し、その原因究明作業を行うこと
- (3) 国の委員会における医薬品の安全性等の審議が、利益相反のない委員によって行われる

よう制度を改めること

- (4) 本件による健康被害が今日まで救済されないまま放置されてきた経過に鑑み、予防接種健康被害救済制度の改善を早急に図ること

以上